

# e-Axle 分解後部品貸出要領

## 1 目的

この要領は、山口県自動車産業イノベーション推進会議（以下「自動車会議」という。）が保有する電動車駆動ユニット「e-Axle」の分解後部品の貸出しについて、必要な事項を定め、適正な管理及び円滑な運用を図ることを目的とする。

## 2 貸出部品

貸出部品は、別表に定めるものとし、現状の分解状態（現状有姿）で貸し出す。

## 3 貸出対象

貸出対象は、e-Axle 分解後部品を研究・技術検討等に活用する自動車会議の会員企業又は団体とする。

## 4 貸出の申込み

部品の貸出しに関する申込みは、次のとおりとする。

- (1) 部品の貸出しを希望する者（以下「借主」という。）は、貸出申込書（様式）を自動車会議に提出するものとする。
- (2) 貸出しに関する申込みは、貸出しを希望する日の30日前から受け付けるものとする。
- (3) 自動車会議は、前項による申込みが適当と認められるときは、借主に対し部品を貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込みがあった場合は、先着順とする。

## 5 貸出期間

貸出期間は、原則として90日以内とする。

## 6 貸出数量及び回数

貸出数量は1回につき3点までとし、同一期間内の貸出回数は1回までとする。

## 7 貸出料金

貸出料金は、無料とする。

## 8 貸出方法

借主への部品の貸出しは、原則として次に掲げる方法により行う。

- (1) 借主が自動車会議から直接受取り、直接返却を行う。
- (2) 借主の費用負担により業者等に運搬を依頼し、受取り及び返却を行う。

## 9 貸出部品の使用

借主は、使用目的の範囲内で、貸出部品を使用するものとし、分解、切断、剥離等の加工を行うことを妨げない。ただし、通電、走行、実車搭載等、安全性に問題が生じるおそれのある使用は借主の責任において行うこと。

## 10 貸出部品の管理

借主は、善良な管理者の注意をもって貸出部品を管理するものとし、貸出部品を第三者に転貸又は譲渡してはならない

## 11 損害賠償

借主の故意又は過失により、貸出部品を滅失、損傷その他の損害が発生した場合には、現物又は実費をもって賠償させる場合がある。

貸出部品を利用しての事故及び第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、自動車会議は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

## 12 返却

貸出部品の返却は、貸出期間の満了日から3日以内に、自動車会議の指定する住所に到達するよう返却するものとする。

## 13 貸出結果報告

借主は、返却時、自動車会議に貸出結果報告（様式）を提出するものとする。

## 14 成果の取扱い

貸出部品の使用を通じて得られた借主独自の研究成果、開発成果等については、借主に帰属する。

15 その他

本要領に定めのない事項については、自動車会議と借主が協議の上、定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年5月22日から施行する。

別表（第2条関係）

管理 番号	部品名
1	インバーターカバー
2	IGBT 制御盤
3	キャパシタ
4	パワーカード
5	ターミナルアッセンブリー
6	ハーネスアッセンブリー
7	ギアアッセンブリー（デフギア）
8	ギアアッセンブリー（斜歯歯車）
9	ギアアッセンブリー（P 軸ギア）
10	ギアアッセンブリー（中間シャフト）
11	ギアアッセンブリー（ワッシャ等）
12	パーキングアクチュエータアッセンブリー
13	バスバー
14	モーターアッセンブリー
15	モーターケース
16	レゾルバー
17	オイル受け
18	オイルポンプ、オイルジェット、オイルフィルター